

香川県東讃農業改良普及センター所長賞の交付に係る要領

(目的)

第1条 この要領は、香川県東讃農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）が、県又は県に事務局がある団体以外の者の主催する事業（以下「事業」という。）に対する香川県東讃農業改良普及センター所長賞（以下「所長賞」という。）の交付に係る承認事務を適正に行うための承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第2条 所長賞交付の承認基準は、以下のとおりとする。

- (1) 交付対象となる行事は、東讃管内の農業者が参集する行事であること。
- (2) 県オリジナル品種の栽培や「みどり認定」など環境にやさしい農業に取り組む農業者が30名以上またはその栽培面積が20ha以上の産地であること。
- (3) 審査基準が明確であり、対象農業者以外の者を含む厳正な審査を行えること。
- (4) 新規に申請しようとする行事については、その行事の開催実績を考慮する。

2 前項の規定にかかわらず、県行政の円滑な推進の観点等から特に必要があると認めるものについては、所長賞の交付を承認できるものとする。

(申請手続)

第3条 所長賞交付の承認を受けようとする者は、原則として対象事業開始（事業の開催日又は所長賞を交付する旨が記された広報物の印刷作業の開始日のいずれか早い日をいう。）の14日前までに、所長賞交付申請書（第1号様式又はこれに準ずるもの）に下記の書類を添えて普及センター所長へ提出するものとする。

- (1) 行事開催計画書
- (2) 審査要領（審査基準、審査委員）
- (3) 申請者の概要（会則、定款など）
- (4) 主催団体の役員名簿

2 前項の規定にかかわらず、本要領制定時から起算して1年以内に所長賞の交付を受けている事業で、実施目的、主催者及び内容に変更がないものについて、審査に支障のない場合は、前項各号の書類を適宜省略することができる。

(決定)

第4条 前条の規定による申請があった場合、普及センター所長がその内容を審査し、適当と認めるときはその結果を第2号様式により、承認できないときはその旨を第3号様式により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第5条 所長賞の交付を承認された者は、申請時の事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかにその旨を届け出なければならない。被授与者の該当がなかったときも、同様とする。

(事業実施報告)

第6条 所長賞の交付を承認された者は、事業終了後30日以内に事業実施報告書(第4号様式)を普及センター所長へ提出しなければならない。

(承認の取消)

第7条 所長賞の交付を承認した事業であっても、次の各号の一に該当すると認められる場合には、その承認を取り消すことができる。

- (1) 事業内容が第2条の承認基準に該当しなくなったとき
- (2) 承認された者から取消の申し出があったとき
- (3) 偽りその他の不正の手段により承認を受けたとき
- (4) 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- (5) 承認された者又は被授与者の行為により所長賞の権威が失墜するおそれがある場合など、承認を取り消すことが適当であると認められるとき

2 前項の規定による承認の取消については、第4条の規定を準用する。

(その他)

第8条 前各条に定めるもののほか、所長賞の交付に関し必要な事項は、その都度協議して別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

別表(第2条関係)

主催者についての承認基準	1 国及び地方公共団体 2 新聞社、放送局等の報道機関 3 公益法人、特定非営利活動法人その他県行政の円滑な推進に寄与する事業を行っている団体(宗教団体又は政治団体を除く)。ただし、団体の所在地や組織が明確であり、当該事業を遂行する能力があると認められるものに限る。
事業内容についての承認基準	1 東讃地域の農業発展に寄与するものと認められること 2 企業等の宣伝又は営利を目的とするものでないこと 3 宗教活動又は政治活動を目的とするものでないこと

備考

- 1 主催者については、「主催者についての承認基準」の1から3までのいずれかに該当しなければならない。
- 2 事業内容については、「事業内容についての承認基準」の1から3までのすべての項目に該当しなければならない。

(第 1 号様式)

香川県東讃農業改良普及センター所長賞交付申請書

年 月 日

香川県東讃農業改良普及センター所長 殿

申請者 名 称
代表者氏名

事業名	
主催者	
開催期日 ※表彰日も記載	
開催場所	
実施目的	
事業の内容、対象者	
事業開始年度、これまでの 所長賞の交付の有無	
選考方法、審査基準	※別添 1 のとおり
【申請時に被授与者が決定している場合のみ】 被授与者の氏名、住所	
賞状（案）	※別添 2 のとおり
担当者の連絡先 （所属、氏名、電話番号等）	

※添付書類：行事開催計画書、審査要領、申請者の概要、主催団体の役員名簿等

(第2号様式)

番 号
年 月 日

様

香川県東讃農業改良普及センター所長

香川県東讃農業改良普及センター所長賞の交付について

年 月 日付けで申請のありました下記事業に対する香川県東讃農業改良普及センター所長賞の交付については、これを承認します。

記

※承認の条件

- (1) 申請された事業計画どおり実施してください。事業計画を変更しようとするとき、事業を中止しようとするとき、又は被授与者の該当がないときは、速やかに香川県東讃農業改良普及センター所長まで届出ください。
- (2) 事業実施終了後 30 日以内に事業実施報告書（様式4）を送付してください。
- (3) 上記の届出又は報告がなされなかったときには、今後の承認ができなくなりますので注意してください。

お願い

表彰式等の開催に当たっては、災害等緊急の場合の事業開催場所における避難場所、避難経路の確認をお願いします。

(第3号様式)

番 号
年 月 日

様

香川県東讃農業改良普及センター所長

香川県東讃農業改良普及センター所長賞について

年 月 日付けで申請のありました下記事業に対する香川県東讃農業改良センター所長賞の
交付については、次の理由により不承認とします。

記

事 業 名：

不承認の理由：

(第4号様式)

事業実施報告書

年 月 日

香川県東讃農業改良普及センター所長 殿

申請者 名 称
代表者氏名

事業名	
主催者	
開催期日 ※表彰日も記載	
開催場所	
対象者数 (参加者数、出品数等)	
被授与者の氏名、住所	
担当者連絡先 (所属、氏名、電話番号等)	
備考	